協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(1)	障害者計画	「人にやさしい福祉のまちづくり」を推進するため、環境つくり、自立の促進、社会参加の3点を基本目標とし、施策の重点的な推進を図るため障害者計画を策定した。計画の策定にあたり、関係団体からのヒアリングを行ったり、住民アンケート調査を実施、また障害者福祉計画推進協議会を設置し、障害者計画を策定した。	「人にやさしい福祉のまちづくり」を推進するため、ノーマライゼーションの理念の下、相談体制の確立、自立の支援と生活の質の確保、サービスの総合化とシステム化、地域社会の福祉化の4点を基本目標とし、施策の重点的な推進を図るため障害者計画を策定した。計画の策定にあたり、関係団体からのヒアリングを行ったり、住民アンケート調査を実施、また障害者福祉計画推進協議会を設置し、障害者計画を策定した。	「人にやさしい福祉のまちづくり」を推進するため、環境つくり、自立の促進、社会参加の3点を基本目標とし、施策の重点的な推進を図るため障害者計画を策定した。計画の策定にあたり、関係団体からのヒアリングを行ったり、住民アンケート調査を実施、また障害者福祉計画推進協議会を設置し、障害者計画を策定した。	障害者計画の理念は ①健常者と同等の営みができるようにする。②健常者と同様の社会的自立を目指す。③障害者と健常者との差を感じさせない社会を目指す。の3点である。施策の重点的な推進を図るため障害者計画を策定した。計画の策定にあたり、関係団体からのヒアリングを行ったり、住民アンケート調査を実施、また障害者福祉計画推進協議会を設置し、障害者計画を策定した。
(2)	在宅障害者共同作業所通所費助成	静岡県心身障害者小規模作業所事業費補助金交付要綱による ［対象］ 中豆授産所　明光園 運営委託　田方郡手をつなぐ育成会	該当なし	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(3)	重度身体障害者（児）日常生活用具給付	【目的】 在宅の身体障害者（児）、重度身体障害者（児）に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる） 【負担割合】 国　1/2、県　1/4、町　1/4 ※町単独事業 　30万円を限度額の給付事業	【目的】 在宅の身体障害者（児）、重度身体障害者（児）に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる） 【負担割合】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	土肥町に同じ	土肥町に同じ
(4) ア	重度障害者（児）医療費助成事業	【対象者】 ・町内に住所を有し、社会保険法の規定によりる被保険者、組合員又は被扶養者。 ・身体障害者福祉法の1級又は2級手帳所持者。 ・療育手帳A所持者。 ・特別児童扶養手当等の支給を受けている者に監護され、1級の生涯の状態に該当する20才未満の者。 【負担割合】 県1/2、町1/2	【対象者】 ・町内に住所を有する身体障害者手帳1・2級及び療育手帳Aの者。 ・特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている20才未満の心身障害児。（更生援護施設入所者を含む。ただし、国立療養所や特別養護老人ホームの入所者は除く） 【負担割合】 県1/2、町1/2	【対象者】 ・町内に住所を有し、社会保険法の規定によりる被保険者、組合員又は被扶養者。 ・身体障害者福祉法の1級又は2級手帳所持者。 ・療育手帳A所持者。 ・特別児童扶養手当等の支給を受けている者に監護され、1級の障害の状態に該当する20才未満の者。 【負担割合】 県1/2、町1/2	【対象者】 町内に住所を有し、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、または被扶養者で、身体障害者手帳所持者で1･2級の者、療育手帳所持者でAの者。 【負担割合】 県1/2、町1/2

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(4) イ	心身障害者扶養共済掛金助成事業	【目的】 重度心身障害者を介護している保護者の経済的負担を軽減し、心身障害者の福祉の増進を図る。 【内容】 扶養共済掛金1/2の額を助成している。助成を受けようとする者は助成申請書にて申請する。 【対象者】 町内に住所を有する者で静岡県心身障害者扶養共済制度に加入している者	【目的】 重度心身障害者に対し、介護手当を支給し、保護者の慰謝激励を行うとともに、福祉の増進を図る。 【内容】 介護手当として月額1,400円を4月・8月・12月にそれぞれ前月分まで支給する。 【対象者】 町内に住所を有する者で静岡県心身障害者扶養共済制度に加入している者	該当なし	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(4) ウ	タクシー利用料助成事業	【目的】 町内に居住する重度障害者及び82歳以上の高齢者にタクシーの利用料金の一部を助成することにより、生活の拡大と社会参加の促進を図り、福祉の増進に寄与する。 【内容】 年24回分の初乗り運賃が無料となる冊子を配布。 【対象者】 ①障害者手帳　1・2級 ②療育手帳　　A ③4月1日現在82歳以上の高齢者 ④精神保健福祉手帳1・2級 【経費負担】 町　10/10	【目的】 障害者が利用するタクシーの利用料金の一部を予算の範囲内において助成することにより、障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を図り、障害者の福祉の増進に寄与する。 【内容】 助成額は乗車1回につき、タクシーの賃走基本料金とし、年間24回を限度とする。 【対象者】 身体障害者手帳1・2級の者及び療育手帳の判定がAの者のみ 【経費負担】 町　10/10	【目的】 町内在住の重度心身障害者が利用するタクシーの利用料金の一部を助成することにより、生活圏の拡大と社会参加の促進を図り、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。 【内容】 利用券　24枚/年 【対象者】 ①身体障害者手帳　1・2級 ②療育手帳　　A ③精神保健福祉手帳1・2級を所持する者 【経費負担】 町　10/10	【目的】 町内在住の重度心身障害者が利用するタクシーの利用料金の一部を助成することにより、生活圏の拡大と社会参加の促進を図り、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。 【内容】 利用券　24枚/年 【対象者】 ①身体障害者手帳　1・2級 ②療育手帳　　A 【経費負担】 町　10/10

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) 1	更生医療の給付	【目的】 身体障害者の日常生活能力の回復を図るための直接的かつ効果的な手段として医学的な方法によって身体の障害そのものを除去、あるいはその程度を軽減する。 【対象者（主なもの）】 ①視覚障害の角膜移植手術、白内障手術 ②聴覚障害者の外耳道形成手術 ③肢体不自由の人工関節置換手術 ④心臓障害のペースメーカー埋め込み手術、弁置換手術 ⑤口蓋裂後遺症の歯科矯正 ⑥小腸障害の中心静脈栄養法 ⑦その他更正相談所が必要と認めたもの 【負担割合】 所得に応じて自己負担あり。 国　1/2、県　1/4、町　1/4	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ
(5) 2	更生訓練費給付	【目的】 身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。 【対象者】 施設に入所の措置又は入所の委託措置をされ、更生訓練を受けている者で、生活保護受給者又は費用徴収の対象となる額から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者に限り、訓練を終った前月分について翌月初旬に現金を支給する。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) 3	福祉手当	【内容】 障害基礎年金制度、特別障害者手当の創設により福祉手当は廃止されたが下記の受給資格者に対しては経過措置として従来の例により福祉手当を支給する。 【対象者】 昭和61年3月31日現在20歳以上で昭和61年4月1日現在福祉手当の受給者。 障害基礎年金及び特別障害者手当に非該当。 ※新規認定者なし、所得制限あり。 ただし、次の場合は受けられない。 ①施設入所(措置決定された場合)しているとき。 ②障害を理由とする公的年金を受けているとき。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ
(5) 4	障害児福祉手当	【内容】 精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当を支給する制度。 【対象者】 精神又は身体に著しい障害のある児童（20歳未満） ただし、次の場合は受けられない。 ※所得制限あり ①児童福祉施設等に入所しているとき ②障害を理由とする公的年金を受けているとき	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) 5	特別障害者手当	【内容】 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当を支給する制度。 【対象者】 精神又は身体に著しく重度の障害のある20歳以上の方。 ※おおむね療育手帳ではA（重度）程度、身体障害者手帳では1級～2級（の1部）程度の障害の重複。ただし、次の場合は受けられない。 ①施設等に入所しているとき。 ②病院等に継続して3ヶ月を超えて入院して いるとき。 ※所得制限あり	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ
(5) 6	進行性筋萎縮症者療養等給付	【目的】 進行性筋萎縮症者に罹患している身体障害者に対し療養に併せて必要な訓練等を行うことにより、その福祉の増進を図ることを目的とする。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) 7	身体障害者（児）補装具の交付及び修理	【内容】 身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補うことにより、日常生活能力の回復に寄与し身体機能を補い、日常生活に利便を得る事が多く補装具の交付又は修理に要する費用を負担する。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により交付、修理が異なる。） 【負担割合】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) 8	住宅改造費助成事業	【目的】 在宅の重度身体障害者（児）に対してその者の居住する住宅の改造に要する費用の一部を助成することによって日常生活の向上を図る。 【対象者】 町内に住所を有し、生計中心者が前年度所得税を課せられていない世帯に属する者であって、身体障害者手帳所持者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の視覚又は、肢体（体幹・下肢機能）の1級から2級に該当する者 【助成対象となる改修】 ①廊下、階段、浴室、洗面所、居室、玄関、台所、便所 ②その他在宅での日常生活の向上に資する設備 【助成額】 対象経費（上限75万円）の2/3とする。ただし、関係法が優先される場合は対象経費からそれぞれの助成額を控除した額の3/4とする。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) 9	身体障害者援護措置	【目的】 身体障害者のうち、特別な医学的治療、生活訓練、職能訓練等を必要とするものや家族において必要な介護を受けられない障害者が身体障害者更正援護施設に入所又は通所して十分なリハビリテーションを受け、自立できるようにする。 【経費負担】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ
(5) 10	身体障害者・知的障害者相談	【目的】 身体、知的障害者相談員が心身障害者地域活動の中核となり、その活動の推進や障害者やその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言等を行う。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) 11	【各種支援費制度事業 身体障害者福祉法】	【内容】 平成15年度より導入の新制度。法改正により身体障害者の福祉サービスの一部が対象となる。 【対象サービス】 ＊施設サービス ・身体障害者更生施設 ・身体障害者授産施設 ・身体障害者療護施設 ＊在宅サービス ・ホームヘルプサービス ・デイサービス ・ショートステイ 【経費負担】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) 12	【知的障害者福祉法】各種支援費制度事業	【内容】 平成15年度より導入の新制度。法改正により知的障害者の福祉サービスの一部が対象となる。 【対象サービス】 ＊施設サービス ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 ・国立コロニー ＊在宅サービス ・ホームヘルプサービス ・デイサービス ・ショートステイ ・グループホーム 【経費負担】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) 13	各種支援費制度事業【児童福祉法】	【目的】 平成15年度より支援費制度の施行に伴う心身障害児の居宅サービスの利用に対する支援費を支給する。 【内容】 支援費対象事業は、居宅サービスのみ。 ・ホームヘルプ事業 ・デイサービス事業 ・ショートステイ事業 【経費負担】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ
(5) 14	知的障害者（児）日常生活用具給付等事業	【内容】 障害を負った方々が、日常生活を送るうえで必要な生活用品の給付。 【経費負担】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) 15	精神障害者医療補助事業	【目的】 精神障害者にかかる医療費の一部を助成することにより、精神障害者の適正な医療の確保と、精神障害者及び保護義務者の経済的負担の軽減を図り、もつて障害者の健康の保持と福祉の増進に寄与せしめることを目的とする。 【対象者】 「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に定める者である。 ①3ヶ月以上住所を有するもの ②入院期間が通算3ヶ月を超える者 【助成金】 一部負担金及び入院時食事療養額の1/3 【経費負担】 町　10/10	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・障害者福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) 16	精神障害者居宅生活支援事業	【目的】 住宅の精神障害者及び、その介護者に対し居宅生活に際るサービスを提供することにより、障害者、介護者の福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 在宅の精神障害者及びその家族に対してのホームヘルプサービス、ショートステイグループホーム事業を実施。 【経費負担】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ
(5) 17	難病患者居宅生活支援事業	【目的】 在宅の難病患者及び、その介護者に対し居宅生活に際るサービスを提供することにより、障害者、介護者の福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 在宅の難病患者及びその家族に対してのホームヘルプサービス事業を実施。 【経費負担】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ